

令和2年4月24日

(関係事業者の皆様)

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（滋賀県知事）三日月 大造

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止への協力について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国が令和2年4月16日に全都道府県を対象に緊急事態宣言を行ったことを受け、滋賀県においても、緊急事態措置として、県民の皆様には不要不急の外出の自粛を強く要請してきたところです。

しかしながら、こうした中においても「公園やスーパーなどに週末に多くの人が集まっている場での感染対策の必要性が課題となっている」との指摘がなされているところです。

事業者の皆様におかれましては、すでにそれぞれ感染拡大防止のための対策を講じていただいているところでございますが、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた下記の対策を講じられることについて、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

- ・ 特定の日時に来店が集中するような取組みを控える
- ・ 重症化リスクの高い高齢者等への配慮
- ・ 通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行う
- ・ 入店や会計を待つ際において行列位置の指定を行うなどして、人と人との距離を適切にとる
- ・ 人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等を徹底する
- ・ 会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染防止に努める